



不動産の相続って  
いつするの？  
どうするの？  
誰がするの？



# 相続セミナー

参加  
無料

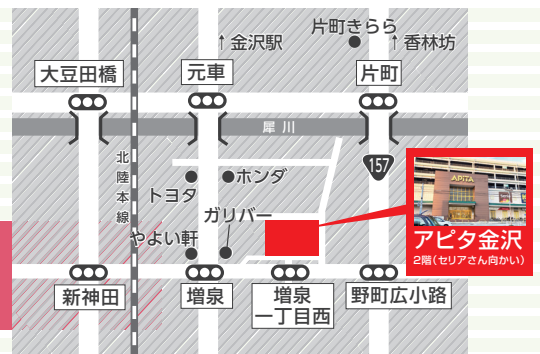
1月教室

1/21 (日)  
10:20-12:00

& 個別相談会

講師

一般社団法人相続まると相談センター  
代表理事 北守 栄理子先生



ハウジングスクエア アピタ金沢で開催！  
ぜひ、お気軽にご参加ください。ご予約はお早めに。

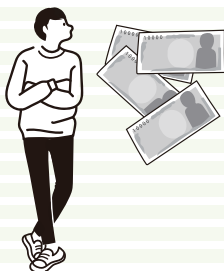
各回定員

8名様

セミナーのポイント！

ポイント 1 揉めないための  
事前対策とは？

お金は分けられるが、家や土地は  
分けることができません。実は  
不動産が一番相続で揉めるので  
す。



ポイント 2 不動産の処分

要らない不動産の処分って、  
どうするの？どうすればいい  
の？



ポイント 3 所有者が認知症に  
なったら

不動産の所有者が認知症に  
なると、とっても大変。

ポイント 4 相続登記の申請が  
義務化

ご存知ですか？令和6年  
4月1日から相続登記の  
申請が義務化されます。

主  
催

不動産とリフォームの相談窓口  
オスカーハウジングスクエア  
アピタ金沢

お申し込み・お問合せは

金沢市中村町 10 番 20 号 (アピタ金沢 2 階) 0120-072-814

店頭での受付も可能です。お気軽にお問合せください。営業時間 10:00-19:00 oscar\_re@oscar-gr.co.jp